

森林計画推進事業

【648(597)百万円】

対策のポイント

森林計画の適切な策定等に必要な森林情報の整備等を図り、森林の計画的な整備・保全を推進します。

<背景 / 課題>

- ・「森林・林業再生プラン」の推進において、森林施業の集約化、路網整備等を実施するためには、森林所有者情報を的確に把握することが重要です。
- ・平成23年4月に公布された森林法改正法では、市町村に対する新たに森林の土地の所有者となった旨の届出や、森林所有者等に関する情報の利用等の規定が追加されました。
- ・森林計画の作成等に必要な森林情報の整備を行う中で、森林所有者情報を的確に管理し、活用していくために、情報管理を行う仕組み作りが必要です。

政策目標

森林施業の集約化等に必要な森林所有者情報の管理が出来る体制の整備を100%完了(平成28年度)

<主な内容>

1. 地域森林計画編成事業

169(169)百万円

都道府県が市町村と森林情報を共有するためなどに必要な、森林GISの森林空間データの整備とともに、森林施業の集約化等に必要な森林所有者情報の適切な管理のため、他機関が所有する情報や都道府県内の他部局が所有する情報について共有し、総合的に管理するためのシステム整備等に対して支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：都道府県

2. 市町村森林所有者情報整備事業

476(0)百万円

森林の土地の所有者となった旨の届出等に対応する森林所有者情報の管理に必要なシステムの整備を推進するとともに、市町村森林整備計画を地域の森林・林業のマスタープランとして高度に機能させるため、森林所有者情報とリンクした森林資源情報の整備や調査等に対して支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：市町村等

[お問い合わせ先：林野庁計画課(03-6744-2300(直))]